【資料4】 参考5

隠岐海上保安署
新規事業採択時評価資料

令和5年7月

大臣官房官庁営繕部

1．事業概要 ～計画概要、位置～

（1）計画概要

隠岐海上保安署は、築後55年が経過し、老朽による不具合が著しいことに加え、災害時には庁舎の1階部分が浸水し、災害応急対策活動に支障を来すおそれがある。

また、狭あいにより庁舎内に専用の遺体揚収時等に使用する検視室等の本来不可欠な業務室が確保できていないため業務に支障を来している。

このため、最大クラスの津波発生時等においても災害応急対策活動が可能な庁舎の整備を行い、国民の安全・安心の確保を図る。

（2）位 置

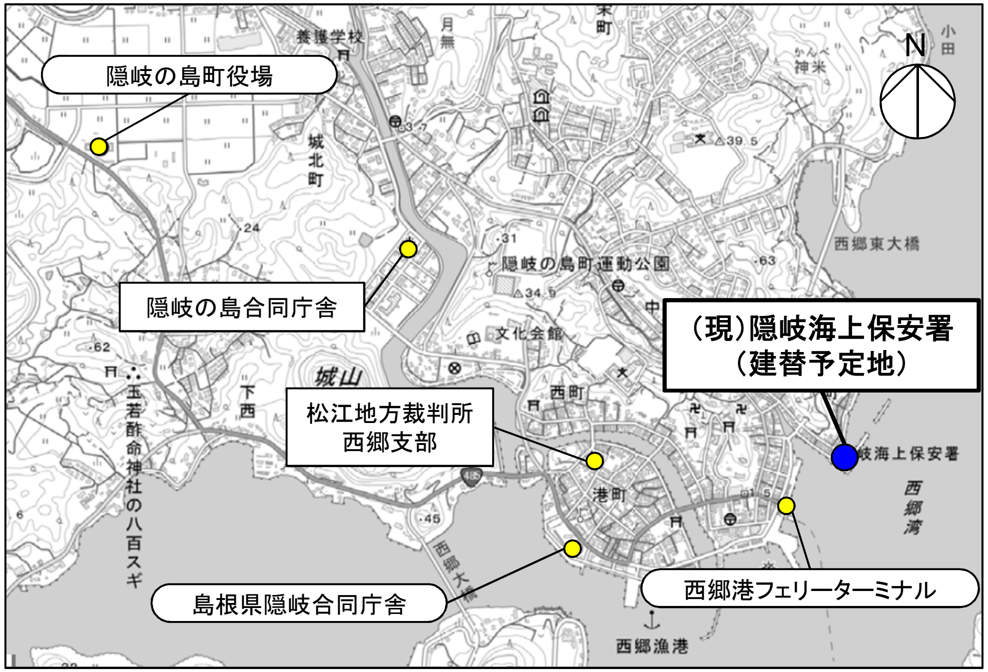

引用元：国土地理院地図

国土交通省

（3）現庁舎の概要

敷　地　：島根県隠岐郡隠岐の島町東町字宇屋の下99－2（隠岐の島町より借用）

建　設　：【庁舎】　　　昭和43年（築55年）

　　　　　【第2庁舎】　昭和45年（築53年）

建　物　：【庁舎】　　　鉄筋コンクリート造　地上2階、延べ面積：315㎡

　　　　　【第2庁舎】　木造　地上1階、延べ面積：66㎡　　外

①庁舎（西面）

②庁舎（南面）

③第2庁舎（東面）

国土交通省

（4）新庁舎の概要

敷　　地　：　島根県隠岐郡隠岐の島町東町字宇屋の下99－２ 、敷地面積：613㎡
建　　物　：　鉄筋コンクリート造　地上3階、延べ面積：約790㎡
工 事 費　：　約5. 8億円
事業期間　：　令和6年度 ～ 令和11年度

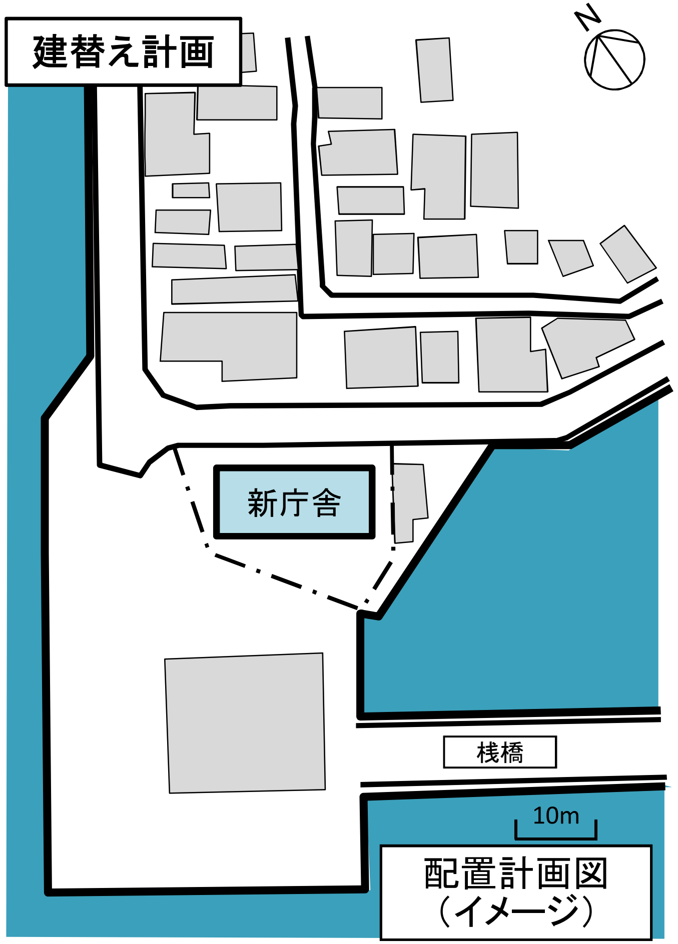

（5）隠岐海上保安署の業務概要

海上保安署は、海上における法令の励行、海難救助、海洋汚染等の防止、犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕等の業務を行い、海上の安全及び治安の確保を行う機関である。

隠岐海上保安署の指定水域は、境海上保安部の管轄区域・担任水域のうち、隠岐諸島の沿岸海域（海岸線延長約120km）である。

付近海域で操業する漁船の機関故障や浸水などの海難救助や悪天候時に湾内に避難した外国船舶の監視、島内で発生した急患の搬送支援を行っている。

また、災害応急対策活動機関として隠岐の島町地域防災計画での大きな役割を果たしている。

（6）隠岐海上保安署の体制

隠岐海上保安署は署長以下、次長、署員等5名の陸上職員と、PS型（※）巡視船「さんべ」（定員15名）の船艇職員（15名）で構成される。

船艇職員は庁舎内で執務も行う。

PS型（※）巡視船「さんべ」

※「Patrol vessel Small」の略 350トン型未満

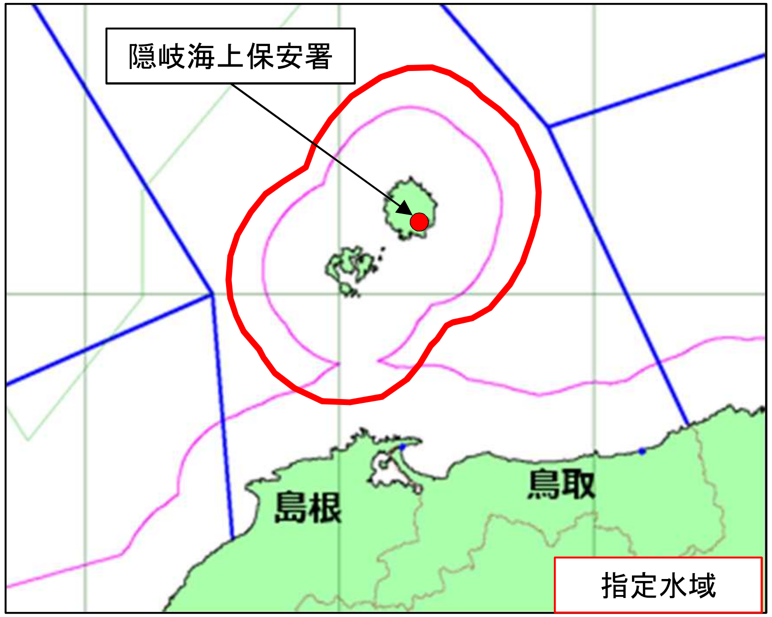

隠岐海上保安署 指定水域（赤枠）

(1)評点の算出

○事業計画の必要性の評点 ： 124点 ≧ 100点

①老朽、②狭あい、③借用返還、④分散、⑤地域連携、⑥立地条件の不良、⑦防災機能に係る施設の不備、⑧施設の不備及び⑨法令等の項目で評価を行う。

計画理由		評点	施設の状況
①	老朽	100	現存率:49%
②	狭あい	100	面積率:0. 50
⑤	地域連携	4	地域防災への貢献
⑦	防災機能に係る施設の不備	100	対津波性能の不足（改修困難）

⇒

必要性の評点	124点
主要素×1. 0	100
従要素×0. 1	10
加算	4
従要素×0. 1	10

※下線は主要素を示す。

（注）現存率は、建物の老朽度を示す指標で、建築物の新築時を100%とする。

（注）面積率は狭あいの状況を示す指標であり、計画の必要性を評価する際に限り用いる。
必要延べ面積に対する現有延べ面積の充足率である。

2. 事業計画の必要性 ～老朽、狭あい～

（2）老朽

1）現存率49％

庁舎北側：外部持出し梁の躯体が欠損している。

2階庁舎外壁：庁舎外壁にひび割れが多数発生している。

2階外部階段：外部鋼製建具に錆が発生している。

（3）狭あい

1）面積率0．50

1F接見室：一部を倉庫として利用しており、必要室の確保が出来ていない。

車庫：検視室として使用しており、車両を停めることが出来ていない。

2F事務室：受付や待合スペースが無く、事務室内にて対応。

（4）地域連携

○地域防災への貢献

・津波災害発生時に、町民、事業者及び観光客等の避難者を屋上に一時的に受け入れられる施設整備の実施を検討。

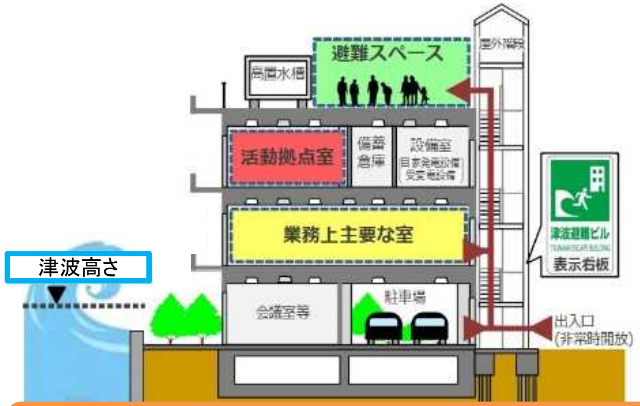

津波発生時の避難スペースを考慮した施設整備のイメージ

（5）防災機能に係る施設の不備

○対津波性能の不足

対津波に関する性能の評価		津波に対する機能確保の目標
津波による浸水により、庁舎１階に設置されている受変電設備が機能せず、災害応急対策活動に支障をきたすおそれがあり、改修困難。 ※津波浸水想定の浸水深：０．５～１m	＜ 不足	レベル2の津波※に対しても、津波発生時の災害応急対策活動が可能となることを目標とする。 ※レベル2の津波：国の防災基本計画に示されている発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。

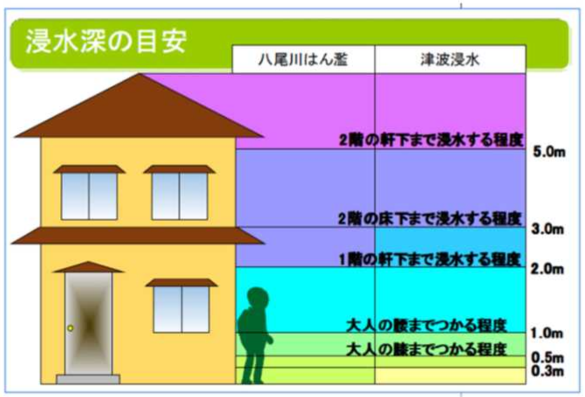

引用元：隠岐の島町防災ハザードマップ（平成28年）より抜粋

3. 事業計画の合理性

○ 事業計画の合理性の評点 ： 100 点 ＝ 100点

他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。

1）賃借施設等について

現在の隠岐海上保安署が所在する西郷港周辺エリアに、必要な耐震性能（耐震安全性の分類：Ⅱ類）及び必要面積に対応する賃借施設等が存在しないことから、賃借によることは困難である。

2）別敷地での建替について

建設予定敷地以外で、西郷港周辺エリアに必要な面積を有する空地の国有地等は存在しないことから、別敷地での建替は困難である。

3）現庁舎の改修等について

現敷地は津波による想定浸水区域であり、災害応急対策活動として必要な室や設備がある1階部分が浸水するおそれがあり、室の入れ替えや設備の上階移設等にて対応することが出来ないため、改修等によることは困難である。

4. 事業計画の効果 ～評点の算出～

国土交通省

○ 事業計画の効果(B1:業務を行うための基本機能)の評点 : 110 点 ≧ 100点

業務を行うための基本機能として、事業の効果の発揮が見込まれる計画となっている。

分 類	項 目	係数	評価の根拠
イ 位置	① 用地の取得・借用	1.0	隠岐の島町より借用している現地にて建替予定
	② 災害防止・環境保全	1.0	自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障は全て技術的に解消できる見込み
	③ アクセスの確保	1.1	施設へのアクセスは良好
	④ 都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性	1.0	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合
	⑤ 敷地形状等	1.0	敷地形状及び接道状況が適切
イ ①×②×③×④×⑤	計	1.1	
ロ 規模	① 建築物の規模	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模を設定
	② 敷地の規模	1.0	建築物の規模及び業務内容等に応じ、適切な規模を設定
ロ ①×②	計	1.0	
ハ 構造	機能性(業務を行うための基本機能)	1.0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込み
ハ	計	1.0	
事業計画の効果の評点 イ×ロ×ハ×100		110点	

国土交通省

○ 事業計画の効果（B2：施策に基づく付加機能）

施策に基づく機能が付加され、事業の効果の発揮が見込まれる計画となっている。

分類	評価項目	確保する性能の水準	主な計画内容及び期待できる効果
社会性	地域性	官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。	■「隠岐の島町地域防災計画」（令和4年3月）にて指定行政機関に位置づけられる官署の整備であり、地域防災に配慮した計画である。 ⇒津波発生時には、町民、事業者および観光客等の避難者を一時的に受け入れられるよう配慮した防災拠点としてまちづくりの連携に寄与できる。
環境保全性	環境保全性	官庁施設の環境保全性基準に基づき、環境保全性の水準を満たしている。	■建築環境総合評価システム（CASBEE）による建築物の環境効率（BEE値）≧１．０の計画である。 ■BEI（※1）≦０．６ の計画である。 ・躯体又は開口部を通した熱負荷の低減を図るため、高断熱、高気密となる材料・構法を採用する計画である。 ⇒環境負荷の低減等に配慮した計画であり、環境保全性の効果が期待できる。
	木材利用促進	公共建築物における木材の利用の促進のための計画に基づき、木造化、内装等の木質化が図られている。	■国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分の内装等の木質化を図る計画である。 ⇒木材利用に配慮した計画であり、木材利用促進の効果が期待できる。
機能性	ユニバーサルデザイン	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。	■建築物移動等円滑化誘導基準に適合する計画である。 ⇒施設の円滑な利用に配慮した計画であり、ユニバーサルデザインの効果が期待できる。
安全性	防災性	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。	■構造体の耐震安全性の目標をⅡ類（地震力に対する各階の必要保有水平耐力を1．25倍相当）とする計画である。 ■津波に対する特別な対策を行う計画である。 ⇒地震等に対する安全性に配慮した計画であり、防災性の効果が期待できる。

※1：建築物省エネ法の一次エネルギー消費量に関する指標で、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいう。

5. 評価(案)

国土交通省

事業計画の必要性	124　点　≧　100点
事業計画の合理性	100　点　＝　100点
事業計画の効果	110　点　≧　100点

以上より、新規事業化が妥当である。